

資料編

- 10年間で実現した主な取り組み
- 検討の経緯
- 市民参加の状況
- 第2次つくば市都市計画マスタープラン策定委員会
- 第2次つくば市都市計画マスタープラン庁内検討会議
- パブリックコメント
- 茨城県報告会
- つくば市都市計画審議会
- 用語解説

10 年間で実現した主な取り組み

まちづくりの基本方針として平成 17 年 3 月に策定した「つくば市都市計画マスタープラン」では、より良いまちづくりを実現するための様々な施策を定めました。そのなかには、この 10 年間で実現した施策，進捗・完了した事業があります。これらも踏まえ「つくば市都市計画マスタープラン 2015」は策定されています。

◆つくば駅周辺のまちづくり

- ・つくばエクスプレス開業にあわせたつくば駅前広場の再整備
- ・つくばの新たな顔となるつくばターミナルビルの完成
- ・オープンカフェ等による公共空間の活用
- ・研究学園地区まちづくりビジョンの策定
- ・自転車駐車場の整備
- ・キスアンドライド駐車場の整備



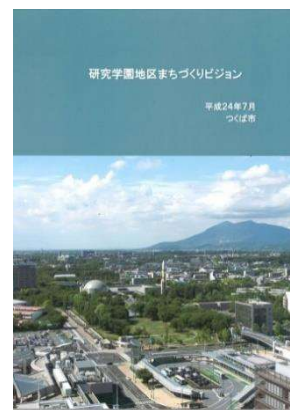
◆つくばエクスプレス沿線のまちづくり

- ・つくばエクスプレス沿線開発の進捗
(H27. 10. 1 現在 区域内人口：約 21, 200 人)
- ・つくばエクスプレス沿線地区の地区計画決定
- ・市民緑地や公園等の整備
- ・葛城一体型特定土地地区画整理事業の換地終了



◆良好な市街地の形成

- ・ラブホテル建築等規制条例の制定
- ・高度地区の決定による高さ等の制限
- ・土地地区画整理事業の完了（花室西部地区・台町地区）
- ・大規模未利用地の土地活用（テクノパーク桜地区）
- ・研究教育施設の地区計画決定



◆市街化調整区域における周辺と調和した環境の維持保全

- ・区域指定制度の導入
- ・稲岡地区地区計画の決定
- ・北条中台地区地区計画の決定



◆道路網の整備

- ・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備進捗
- ・酒丸上沢線の都市計画決定
- ・国道 125 号バイパスの一部開通
- ・都市計画道路上野新治線の開通
- ・土地区画整理事業地内道路の整備進捗

◆公共交通の充実

- ・つくば市地域公共交通連携計画の策定
- ・つくば市総合交通体系調査の策定
- ・つくばエクスプレスの開業
- ・コミュニティバス「つくバス」・デマンド型
タクシー「つくタク」の運行開始

◆自転車・歩行者環境の整備

- ・ペDESTリアンデッキの再整備事業
- ・自転車のまちつくば基本計画，行動計画の策定
- ・自転車レーンの設置・整備

◆公園・緑地の整備

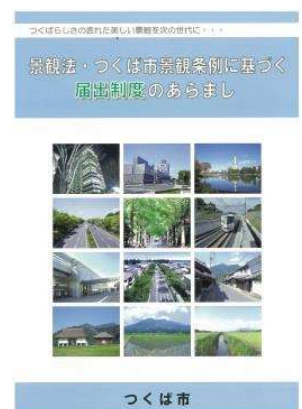
- ・公園整備の進捗（平成 27 年 10 月現在）
（公園：141 箇所→174 箇所）
公園開設面積：190.87ha→212.40ha）
- ・グリーンバンク制度及び市民ファーマー制度の導入
- ・地区計画による緑化率の設定
- ・生垣設置奨励補助金の開始

◆景観に配慮したまちづくり

- ・つくば市景観条例の制定
- ・つくば市景観計画の策定
- ・つくば市屋外広告物条例の制定
- ・つくば市ならではの特徴ある景観をまとめた「つくば市景観 100」
の作成
- ・県内初の景観協定の締結
【現在結ばれている協定（平成 27 年 10 月現在）】
 - a) 葛城 C43 戸建街区景観協定
 - b) ウッドユータウンつくば竹園三丁目景観協定
 - c) スマ・エコシティつくば研究学園景観協定



出典：茨城県（土浦土木事務所）HP



◆災害に強いまちづくり

- ・つくば市地域防災計画の策定
- ・つくば市耐震改修促進計画の策定
- ・つくば中央消防署並木分署の開設
- ・つくば市消防本部及び中央消防署の新庁舎開庁
- ・総合防災ブックの作成



◆都市施設等の新たな整備

- ・つくば市役所新庁舎の開庁
- ・子育て総合支援センターのオープン
- ・施設一体型小中一貫校の開校
- ・つくばウェルネスパークのオープン
- ・小田城跡復元事業
- ・筑波山おもてなし館のオープン
- ・フォレストアドベンチャーつくばのオープン



◆市民参加型のまちづくりの促進

- ・つくば市地域まちづくり活動への支援に関する規則の制定
- ・つくば市まちづくり専門家派遣及び登録に関する規則の制定
- ・まちづくり専門家の派遣
- ・つくば市都市計画の提案に関する要綱の制定
- ・つくば市地域まちづくり推進団体等活動費助成要綱の制定
- ・現在6団体が地域まちづくりグループとして登録
 - a) テクノパーク桜まちづくりを考える会
 - b) 研究学園駅センター地区協議会
 - c) 松見商店会
 - d) グリーンフィールド島名
 - e) 葛城まちづくり グリーンネックレス構想
歴史文化・地域資源系グループ
 - f) 春風台美しい村づくりの会



検討の経緯

平成 26 年度	6 月 29 日	第1回 つくばを知ろう！街並み見学会 (筑波地区, 研究学園駅周辺)
	7 月 13 日	第2回 つくばを知ろう！街並み見学会 (大穂地区, 豊里地区, つくば駅周辺)
	7 月 31 日	第1回 第2次つくば市都市計画マスタープラン策定委員会
	8 月 7 日～29 日	関係各課ヒアリング
	9 月 28 日	第3回 つくばを知ろう！街並み見学会(桜地区)
	10 月 5 日	第4回 つくばを知ろう！街並み見学会 (茎崎地区, 谷田部地区)
	10 月 21 日	第1回 第2次つくば市都市計画マスタープラン庁内検討会議
	11 月 5 日	第2回 第2次つくば市都市計画マスタープラン策定委員会
	12 月 16 日	都市計画マスタープランまちづくり懇談会 (会場: 筑波交流センター)
	12 月 18 日	都市計画マスタープランまちづくり懇談会 (会場: つくば市役所)
	12 月 21 日	都市計画マスタープランまちづくり懇談会 (会場: つくば市役所, ふれあいプラザ)
	1 月 9 日	第3回 第2次つくば市都市計画マスタープラン策定委員会
	3 月 25 日	第4回 第2次つくば市都市計画マスタープラン策定委員会
平成 27 年度	5 月 7 日	第2回 第2次つくば市都市計画マスタープラン庁内検討会議
	5 月 7 日～22 日	全体構想及びコミュニティプラン 関係各課意見照会
	6 月 1 日	第5回 第2次つくば市都市計画マスタープラン策定委員会
	6 月 17 日～7 月 17 日	まちづくり(都市マス)に関する意見募集(HP)
	7 月 17 日～8 月 10 日	素案意見照会(庁内)
	8 月 4 日	茨城県報告会
	8 月 27 日	第6回 第2次つくば市都市計画マスタープラン策定委員会
	10 月 9 日	平成 27 年度第2回つくば市都市計画審議会
	11 月 2 日～12 月 1 日	パブリックコメント
	1 月 14 日	第7回 第2次つくば市都市計画マスタープラン策定委員会

市民参加の状況

つくば市都市計画マスタープラン 2015 を策定するに当たり、多くの市民の方から、まちづくりに関する意見を伺うため、街並み見学会やまちづくり懇談会等を実施しました。

また、つくば市で実施している各種アンケートも参考としました。

1 つくばを知ろう！街並み見学会

【実施概要】		日程	地区
	第1回	6月29日	筑波地区、研究学園駅周辺
	第2回	7月13日	大穂地区、豊里地区、つくば駅周辺
	第3回	9月28日	桜地区
	第4回	10月5日	荃崎地区、谷田部地区

(1) 第1回 筑波地区、研究学園駅周辺

日時：平成26年6月29日

見学地：筑波庁舎跡地／北条市街地／国道125号バイパス・408号延伸／上大島工業団地／筑波山／北条団地／平沢官衙遺跡／つくばウェルネスパーク／葛城大規模緑地／葛城C43街区／新都市中央通り線／研究学園駅／つくば市役所

参加人数：18人

- ・筑波山地域を観光拠点として整備するなら、古い集落が衰退しないように配慮すべきだと思う。【筑波地区】
- ・北条市街地に関しては、「公共交通」を何とかする必要がある。【筑波地区】
- ・研究学園駅周辺と旧市町村の開発の差が見られる。【研究学園駅周辺】
- ・公民館（地域交流センター）などの人的交流が出来る拠点が必要。【研究学園駅周辺】
- ・東京等の郊外の街によくある。殺風景な街にはしないほしい。【研究学園駅周辺】

(2) 第2回 大穂地区、豊里地区、つくば駅周辺

日時：平成26年7月13日

見学地：筑波地区／大曾根市街地／高エネ研南側未利用地／北部工業団地・テクノパーク大穂／テクノパーク豊里／上郷市街地／豊里の杜／東光台研究団地／つくば駅／駅前広場・つくばターミナルビル／つくばセンター広場・ペDESTリアンデッキ／国家公務員宿舎跡地

参加人数：15人

- ・旧庁舎周辺は住宅・商業施設病院等あり、計画通りの街づくりがされていると思った。つくば市内で一番住みやすい地域の一つかもしれない。【筑波地区】
- ・昔からの住宅地、新市街地、工業団地等がバラバラに存在している印象。【大穂地区】
- ・研究学園駅周辺に近い地区とそうでない地区の色分けが必要だと思う。【豊里地区】
- ・ディベロッパーなどによる新しい開発をする際は、緑化、ペDESTリアンデッキとの整合性などを条件にした方がよい。【つくば駅周辺】

(3) 第3回 桜地区

日時：平成 26 年 9 月 28 日

見学地：つくばテクノパーク桜／中根・金田台地区／上野新治線／栄市街地／桜庁舎跡地／花園地区／竹園地区／並木地区／桜ニュータウン

参加人数：11 人

- ・全体的に素晴らしいまちづくりを計画されていると思う。着実に進んでいて、市民として期待している。
- ・公務員宿舎の跡地は、緑に囲まれ別荘地のようなだった。少しでも緑が多い開発ができれば良いと思う。
- ・地区計画の有無で全く景観が違ってくるので、今後もし取り入れていってほしい。
- ・桜ニュータウンは、昭和 40 年代の造成法とは思えない、美しい街並みだった。
- ・花園地区の交差点の色を変える等の工夫やゾーン 30 の設定は、他の地区にも適用できると良いと思った。

(4) 第4回 荃崎地区，谷田部地区

日時：平成 26 年 10 月 5 日

見学地：荃崎庁舎跡地／森の里団地／牛久沼・泊崎大師堂／荃崎運動公園／高見原地区／高崎自然の森／台町地区／谷田部市街地／萱丸地区／農林研究団地・リサーチパーク羽成／首都圏中央連絡自動車道／筑波西部工業団地

参加人数：10 人

- ・全体的に見て、畑が良い印象。開発も大事だが、もっと畑を大事にして住宅街とのコントラストをはっきりさせた計画になることを期待する。【荃崎地区】
- ・買い物が不便で高齢者にとっては住みづらいのでは。【荃崎地区】
- ・西部工業団地は緑が多く、景観がすばらしい。こういう空間がつくばの魅力だと思う。【谷田部地区】
- ・旧市街地が取り残されたような気がする。【谷田部地区】
- ・まちづくりを発展させるために、つくば駅や土浦駅等への交通アクセスをもっと充実させてほしい。



2 都市計画マスタープランまちづくり懇談会

(1) 実施概要

	日程	地区
第1回	12月16日	筑波交流センター
第2回	12月18日	つくば市役所
第3回	12月18日	ふれあいプラザ
第4回	12月21日	つくば市役所

(2) 主な意見

- ・各地域で暮らし続けることができるよう、公共施設、運動施設など、維持継続できる計画を立ててほしい。
- ・地区ごとにメリハリのあるまちづくりを進めてほしい。
- ・駐車場の確保、駐輪場の整備をしてほしい。
- ・「つくばのまち全体の価値があがる」というフレーズが気に入った。ぜひ、この視点で徹底的に考えてほしい。

3 まちづくり（都市マス）に関する意見募集

(1) 実施概要

日程：平成27年6月17日～7月17日（つくば市ホームページで意見募集）

意見数：16件

質問項目：

1. つくば市の良いところについて、思いつくものをご記入ください。
2. つくば市のより良くしてほしいところについて、思いつくものをご記入ください。
3. つくば市に必要な施設・機能・開発などについて、思いつくものをご記入ください。
4. お住まいになっている地域で問題、課題と感じていることはありませんか。
5. その他、ご意見・ご感想など、自由にご記入ください。
6. お住まいの中学校区（市外の方は市町村名）をご記入ください。

(2) 主な意見

- ・子どもや高齢者など自動車を利用できない人が長距離の移動を必要とせず、徒歩圏・自転車圏で日常生活が完結することが可能なまちづくりを期待する。
- ・まず子どもや高齢者が安心・安全に暮らせるまちづくりを目指すべき。
- ・市中心部だけではなく、筑波や茎崎などの周辺部やもとの市街地の活性化に取り組むべき。
- ・健全な財政状況に基づくまちづくりを進めてもらいたい。
- ・現在、発展しているように見えるからこそ、縮小・撤退の都市像を描いておく必要があるのではないか。

4 市民意識調査

(1) 実施概要

調査期間：平成 25 年 8 月 5 日～8 月 23 日

配布回収状況：配布数／2,400 票 有効回収数／1,318 票 有効回収率／54.9%

(2) 主な意見

- ・便利なまちでありつつ、自然と都市が調和した美しい景観を保ってほしい。
- ・もっと緑を残した都市開発をしてほしい。
- ・中心部ばかりでなく周辺地域でも環境整備等を充実させてほしい。
- ・劣化が進むペDESTリアンデッキの補修を進めてほしい。
- ・子どもが安心して歩けるように、歩道の整備をしっかりとしてほしい。
- ・車を使わなくても快適に生活できるようにしてほしい。
- ・市役所や中心部に行く公共交通の便を増やしてほしい。
- ・公務員宿舎廃止後の環境を良好な状態で維持してほしい。
- ・周辺への大型商業施設立地による中心部の空洞化が心配である。
- ・農家の耕作放棄地が多く見られるので、今後どのようにしていくかを検討してほしい。

5 総合計画 市民アンケート

(1) 実施概要

調査期間：平成 25 年 12 月 4 日～12 月 17 日

配布回収状況：配布数／2,400 票 有効回収数／958 票 有効回収率／39.9%

(2) 主な意見（自由記入意見）

- ・公務員宿舎削減によって、緑が減ることが心配。むやみな宅地開発や商業施設の整備などが行われないようにしてほしい。つくばらしさの一つである自然環境の豊かさを生かした計画的な開発がされることを望む。
- ・車を利用出来ない市民にとっても安全で確実な移動手段を確保してほしい。バスの充実や歩道の整備，歩行者と自転車利用者の安全確保など。
- ・研究学園市街や駅周辺と周辺地域の地域格差を是正してほしい。
- ・街灯が少なく夜暗くて危ないので，街灯を整備してほしい。
- ・自転車で安全に通れる街に整備してほしい。
- ・自然環境（農業含む）と都市環境（工業・研究団地）が調和したまち。

第2次つくば市都市計画マスタープラン策定委員会

1 設置要項

第2次つくば市都市計画マスタープラン策定委員会設置要項

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に規定する都市計画に関する基本的な方針(以下「第2次都市計画マスタープラン」という。)の策定に関して意見を聴くため、第2次都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2次都市計画マスタープランの策定に関し、市長に意見を述べること。
- (2) その他第2次都市計画マスタープランの策定に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、外部委員11名以内並びに企画部長及びまちづくり推進部長で構成する。

- 2 外部委員は、学識経験を有する者又は市民のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2次都市計画マスタープランの策定が終了したときまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出された者とし、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、その所掌事項について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(公開)

第8条 会議を公開するか否かは、その都度、委員長が委員会に諮って決定する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、まちづくり推進部都市計画課において処理する。

(補足)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要項は、平成26年7月11日から施行する。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

2 策定委員会 委員

氏名	選任分野	専門
小場瀬 令二(委員長)	学識経験者(練馬まちづくりセンター)	都市計画
飯田 直彦(副委員長)	学識経験者(日本建築構造技術者協会)	都市計画
山脇 博紀	学識経験者(筑波技術大学)	ユニバーサルデザイン
松橋 啓介	学識経験者(国立環境研究所)	低炭素都市
黒田 乃生	学識経験者(筑波大学)	景観
李 昇姫	学識経験者(筑波大学)	安全・情報
竹谷 修一	学識経験者(国土技術政策総合研究所)	都市防災
福與 徳文	学識経験者(茨城大学)	農業
石塚 万里	学識経験者(つくば研究支援センター)	産業
水谷 浩子	市民(テクノパーク桜まちづくりを考える会)	
對崎 寛	市民(つくば青年会議所)	
石塚 敏之(～H27.3)	行政(企画部長)	
宇津野 卓夫(～H27.3)	行政(都市建設部長)	
栗原 正治(H27.4～)	行政(企画部長)	
長島 芳行(H27.4～)	行政(まちづくり推進部長)	

敬称略

3 策定委員会 経緯

	日程	主な内容
第1回策定委員会	平成 26 年 7 月 31 日	委員長の選出 つくば都市計画マスタープランについて
第2回策定委員会	平成 26 年 11 月 5 日	第1回策定委員会等の主な意見と対応方針 全体構想(案) 現行計画の進捗状況
第3回策定委員会	平成 27 年 1 月 16 日	第2回策定委員会の主な意見と対応方針 全体構想分野別方針(案)
第4回策定委員会	平成 27 年 3 月 25 日	第3回策定委員会等の主な意見と対応方針 まちづくりの基本理念と目標 つくば市の将来都市構造、コミュニティプラン(地域別構想)
第5回策定委員会	平成 27 年 6 月 1 日	第2次つくば市都市計画マスタープラン策定委員会設置要 項の改定について つくば市都市計画マスタープラン(素案)について
第6回策定委員会	平成 27 年 8 月 27 日	つくば市都市計画マスタープラン(案)について
第7回策定委員会	平成 28 年 1 月 14 日	つくば市都市計画マスタープラン 2015(案)について

第2次つくば市都市計画マスタープラン庁内検討会議

庁内におけるまちづくりに関わる施策の調整を図るため、以下に示した関係各課で構成された庁内検討会を開催しました。

1 庁内検討会議 構成

平成 26 年	市長公室	地域連携課
	企画部	企画課, TX・まちづくり推進課、総合運動公園整備推進課
	国際戦略総合特区推進部	科学技術振興課, スマートシティ推進課
	財務部	財政課
	市民部	市民活動課
	環境生活部	環境都市推進課, 環境保全課, 廃棄物対策課, 危機管理課
	福祉部	社会福祉課
	経済部	農業課, 土地改良課, 産業振興課, 観光物産課
	都市建設部	都市計画課, 都市施設課, 建築指導課, 開発指導課, 交通政策課, 道路課, 営繕・住宅課
	上下水道部	水道工務課, 下水道整備課
	消防本部	消防総務課, 下水道整備課
	教育委員会事務局	学務課, 教育施設課, 文化財課
平成 27 年	市長公室	ひと・まち連携課
	企画部	企画・国際課, まちなみ整備課, 総合運動公園整備推進課
	科学技術推進部	科学技術・特区推進課, スマートシティ推進課
	財務部	財政課
	市民部	市民活動課
	環境生活部	環境都市推進課, 環境保全課, 廃棄物対策課, 危機管理課
	福祉部	社会福祉課
	経済部	農業課, 土地改良課, 産業振興課, 観光物産課
	まちづくり推進部	都市計画課, 建築指導課, 開発指導課, 交通政策課
	建設部	道路建設課, 道路維持課, 公園・施設課, 営繕・住宅課, 空き家対策室
	上下水道部	水道工務課, 下水道整備課
	消防本部	消防総務課, 警防課
	教育局	学務課, 教育施設課, 文化財課

2 庁内検討会議 経緯

	日程	主な内容
関係各課ヒアリング	平成 26 年 8 月 7 日～29 日	実施事業・施策, 今後の方針について
第1回庁内検討会議	平成 26 年 10 月 21 日	つくば市都市計画マスタープランについて
第2回庁内検討会議	平成 27 年 5 月 7 日	全体構想, コミュニティプランについて
素案意見照会	平成 27 年 7 月 17 日～8 月 10 日	つくば市都市計画マスタープラン(素案)について

茨城県報告会

茨城県の関係各課等に対し、つくば市都市計画マスタープラン（素案）の報告会を開催しました。

日時：平成 27 年 8 月 4 日

場所：茨城県土木部会議室

関係各課等：

部	課
土木部	土木部企画監, 道路建設課, 河川課, 都市計画課, 都市整備課, 公園街路課, 建築指導課, 住宅課, 下水道課, 土浦土木事務所
企画部	企画課, 水・土地計画課, 地域計画課, 事業推進課, つくば地域振興課
農林水産部	農業政策課

つくば市都市計画審議会

平成 27 年度第 2 回つくば市都市計画審議会において、つくば市都市計画マスタープラン 2015（案）を諮問し、原案の通り承認されました。

日時：平成 27 年 10 月 9 日

場所：つくば市役所 6 階会議室

パブリックコメント

市民の方から、つくば市都市計画マスタープラン 2015（案）に対する意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

意見募集の期間 : 平成 27 年 11 月 2 日～12 月 1 日

閲覧場所 : 市ホームページ, 都市計画課, 市役所 1 階情報・閲覧コーナー,
各地域交流センター, 各窓口センター

意見集計結果 : 6 人の方から 21 件のご意見の提出がありました。

用語解説

（あ行）

・アダプト・ア・ロード（パーク）

市町村等が管理する道路や公園を市民が清掃・除草等の環境美化活動によって良好な空間とするプログラム。

・一団地の官公庁施設

都市計画法に基づく都市施設の一つで、一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附随する通路その他の施設のこと。

・LCCM住宅

LCCMとはライフ サイクル カーボン マイナスのことで、住宅の建設から廃棄までに排出されるCO₂を減少する様々な技術導入と、住人の省エネ型生活行動、また、太陽光などの再生可能エネルギーを利用することにより、ライフサイクルを通じたトータルのCO₂収支がマイナスになる住宅のこと。

（か行）

・開発許可

都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。開発許可は、都市計画区域における市街化の要因となる開発行為を規制・誘導することにより、スプロール化を防止し、段階的、計画的なまちづくりを図ることを目的としている。

・開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質を変更すること。

・合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所の排水）を合わせて処理する浄化槽のこと。

・景観形成基準

景観誘導の基本的な考え方を示すとともに、届出の対象となる行為、建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為を行う際に遵守すべき基準。

・環境モデル都市

温室効果ガス排出の大幅削減等、低炭素社会への実現に向け、高い目標を掲げて先導的な取組にチャレンジする都市・地域として国から選定された都市。

・旧宅地造成事業

昭和39年に制定された「住宅地造成事業に関する法律」に基づき、住宅地の開発を行った事業のこと。

住宅地造成事業に関する法律は、昭和43年に都市計画法に移行している。

・区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、まず都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分して定めること。

・景観協定

景観法に基づき、景観計画区域内（つくば市は、全域が景観計画区域。）の一団の土地について、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結する協定。

・景観計画

景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項を定める計画。

つくば市では、市全域を景観計画区域として平成19年10月に策定（平成24年6月第一回変更）している。

・景観形成基準

住み良い生活環境を保持し、美しい風景を守り・つくり・育てるために定めた基準。

・景観法

都市・農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、基本理念や国民・事業者・行政の責務を明確にするとともに、景観計画の策定など良好な景観を形成するための規制の仕組み、税・財政上の支援措置などを講じた我が国で初めての景観についての総合的な法律。

つくば市は、景観法に基づく景観行政団体と

なり、平成19年6月に「つくば市景観条例」を制定している。

・建築協定

住宅地の環境や商店街の利便性などを維持増進するために定める協定で、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備について、区域内の土地所有者および借地権者などが、自主的にその全員の合意により定めた協定。

・建築物の用途純化

住宅と工場、住宅と店舗もしくは事務所等が混在している状況において、本来地区が持つ特徴に応じた用途の利用（住宅地なら住宅のみ）に限りなく近づけていくこと。

・交通結節点

鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やそのほか交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場のように交通導線が集中的に結節する箇所。

・国際戦略総合特区

国による成長戦略の一つで、特区内で認定を受けた研究開発プロジェクトや関連事業には、国による財政支援や、その推進・実現の障壁となる法的規制の緩和など、さまざまな支援・優遇策が適用される。

・国立研究開発法人

平成27年4月1日より独立行政法人通則法（平成26年6月13日改正）が施行され、独立行政法人が新たに3つに類型化されたうちのひとつ。科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的としている。

・コミュニティバス

道路運送法に規定された乗合バス的一种。地方自治体や地域の住民団体などが主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図ることなど、地域の必要目的に応じて運行される。

（さ行）

・ジオパーク

自然景観や学術的価値を持つ地層などを用

い、その土地や地球の成り立ち、人々との関わりを学ぶことができる公園。

・市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街化している区域及び概ね10年以内に市街地として積極的に開発・整備する区域として指定された区域。

・市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。

・市街地開発事業

計画的な市街地形成を図るため、道路、公園、下水道等の公共施設の整備と合わせて宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業。

・市民緑地

都市に残された民有の緑地について、地域に憩いの場とするために、都市緑地法に基づき保全する緑地。

・スプロール

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

・生産緑地地区

都市計画法及び生産緑地法に基づく地域地区の一種で、市街化区域内の農地等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地など公共施設等の敷地に適している500㎡以上の土地を「生産緑地地区」として指定できる。

・ゼロエミッション住宅

省エネ・新エネ等の様々な環境技術を組み合わせることにより、快適な生活を実現しながらも、発電や廃棄物処理等に伴い発生する温室効果ガスの削減量が排出量を上回る理想的な「CO₂オフの暮らし」を実現可能な住宅のこと。

（た行）

・多極ネットワーク型コンパクトシティ

コンパクトシティの中でも、地域の拠点と都市の中核となる拠点を公共交通等のネットワークで結ぶ考え方。

・地域地区

都市計画法に基づき都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な利用を図るもの。

・地区計画

都市計画法に基づく制度で、住民の合意に基づき、地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図ることを目的としている。地区の目標や方針のほか、道路や公園などの施設の配置、建築物の用途、形態など、地区の特性に応じた独自のまちづくりルールを定める。

・駐車場整備地区

駐車場法に基づき都市計画決定している地区。

駐車場条例により、この地区内で一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合、駐車場の設置が義務付けられる。

・地理情報システム（GIS）

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術

・つくばエクスプレス沿線地区

「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（宅鉄法）」に基づき、市街地整備を促進するものとして位置づけられた地区で、つくば市では、葛城地区、島名・福田坪地区、萱丸地区、中根・金田台地区、上河原崎・中西地区の5地区がある。

・筑波研究学園都市

東京及びその周辺から移転した国の試験研究機関と新設した筑波大学を中核として、高水準の研究と教育を行うための拠点形成と首都東京の過密緩和を図ることを目的に、現在のつくば市の区域内に建設された。

・つくば市空き家等適性管理条例

空き家等の管理義務者に対して、管理不全にならないように適正な管理を行う義務を定めたもので、平成25年4月から施行されている。これにより、倒壊等の事故や犯罪等を防止し、市民の安全で安心な生活の確保を図る。

・つくば市屋外広告物条例

屋外広告物の表示等について必要な規制・誘導を行い、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危険防止を図るため、平成24年10月から施行している。市の全域を禁止地域または許可地域に区分し、様々な規制を設けており、屋外広告物を表示する際は、原則として市の許可を受けなければならない。

・つくば市未来構想

つくば市のまちづくりにおける基本的な指針であり、未来の都市像を掲げるとともに、その実現に向けたまちづくりの理念や土地利用の基本的な構想等を定めている。

・つくば環境スタイル

つくば市の低炭素社会づくりの計画。市民、企業、大学・研究機関、行政が一体となり「オールつくば」で取り組み、2030年までに市民一人当たりの温室効果ガス排出量50%削減を目標としている。

・デマンド型タクシー（バス）

外出したいときに電話などで事前予約し、相乗り方式で送迎するタクシー（バス）。一般的にタクシーより安価で、バスより自由度が高いのが特徴。

・搭乗型移動支援ロボット

ロボット技術を活用した新しい移動手段・乗り物で、人が搭乗して移動するための機器。

・特別緑地保全地区

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的として、都市計画法の地域地区として定めるもの。

・特別用途地区

都市計画法に基づく地域地区の一種で、用途地域を補完するために、特定の用途の利便の増進または環境の保護などを図る地区のこと。

・都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な

都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としている。

・都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けべき土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現状・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

・都市計画区域マスタープラン

都市計画法第6条の2に規定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。都道府県が、市町村界にとらわれず広域的な観点から都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを定めるもの。つくば市は、「研究学園都市計画区域」として位置づけられている。

・都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。市町村が定める都市計画は、この方針に則して決定される。

・都市計画公園

都市計画法に基づく都市施設の一つで、都市計画決定された公園のこと。

・都市計画道路

都市計画法に基づく都市施設の一つで、都市計画決定された道路のこと。都市計画道路は都市の骨格を形成する道路であり、円滑な移動を確保し、都市環境、都市防災などの面で良好な都市空間を形成するなどの機能があり、都市活動上、重要な都市施設である。

・都市公園

都市公園法に位置づけられた公園または緑地で、具体的には、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園などがある。

・都市施設

道路、公園、下水道など安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に欠かせない公共施設で、都市としての根幹を形成するもの。

・土地区画整理事業

土地所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図る土地区画整理法に基づく事業。

(な行)

・農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、農業経営の近代化が図られる見込みが確実である事などの要件を備えるものについて都道府県知事が指定する地域。

・農用地区域

それぞれの市町村の農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定められ、今後とも相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域。

(は行)

・ハザードマップ

洪水、土砂災害、津波等の自然災害による被害を最小限にとどめるため、過去の災害記録や科学的な研究、実地調査などをもとに、災害が発生した場合を想定して、避難地や避難経路等を具体的に地図上に示したもの。

・風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市の自然のありさまを保存し維持するために、自然の美しさをそこなう行為などを規制している地域。

・ペDESTリアンデッキ

一般的には、歩行者のための高架の通路のこと。つくば市では、つくば駅を中心に総延長約48kmのペDESTリアンデッキ（高架構造でないものも含む）が整備されている。

・防災行政無線

「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域

における防災，応急救助，災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として，併せて，平常時には一般行政事務に使用できる無線局。

・ポケットパーク

「ベストポケットパーク」の略で，チョッキのポケット程の公園という意味。僅かなスペースを利用して都市環境を改善しようとするもの。

（ま行）

・水循環システム

雨水の貯水や浸透の施設を導入することにより，水質を含めた自然の水循環系を保全するシステム。

（や行）

・優良農地

農業生産性の高い農地，集团的に存在している農地，農業に対する公共投資の対象となった農地のこと。

・ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な，全体の，という言葉が示しているように，「すべての人のためのデザイン」を意味し，年齢や障害の有無などにかかわらず，全ての人が利用可能であるようにデザインすること。

・用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で，目指すべき市街地像に応じて市街地ゾーンに応じて12種類に分類される。

都市機能の維持増進，住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため，建築物の用途，容積率，建ぺい率及び高さの限度等を定める。

（ら行）

・立地適正化計画

都市全域を見渡して居住機能や医療・福祉・商業公共交通等のさまざまな都市機能の立地誘導をすることによりコンパクトなまちづくりを行う，都市再生特別措置法に基づく計画。

・緑化地域

建築物の敷地内の緑化を促進するため，都市

計画に定めるもので，緑化地域には緑化率の最低限度を定める。

・緑視率

人の目に映る緑の量で，立面的な視野内に占める緑量の割合のこと。一般的に，街並みや地区など広い範囲を対象にしたときの景観規制の指標として用いられている。

・緑地協定

都市緑地保全法に基づき，一団の土地又は道路，河川などに隣接する土地の所有者などが市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑化に関する協定。

・緑地保全地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で，都市における緑地を保全するために指定される地域。

・緑被率

一般には，ある地域又は地区において緑被地（樹木や草で覆われた土地）の占める割合をいい，平面的な緑の量を把握するための指標となる。

つくば市都市計画マスタープラン2015

平成28年

＜編集・発行＞

つくば市まちづくり推進部都市計画課

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

029-883-1111（代表）

